

第 3 7 回議会運営委員会記録

平成 3 1 年 3 月 4 日

【開催日】 平成31年3月4日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後0時40分～午後0時55分

【出席委員】

委員長	大井淳一郎	副委員長	笹木慶之
委員	奥良秀	委員	河崎平男
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【事務局出席者】

事務局長	中村聡	議会事務局次長	石田隆
議事係長	中村潤之介		

【付議事項】

1 一般質問について

午後0時40分 開会

大井淳一郎委員長 皆様、お疲れ様です。急きよ議会運営委員会を開会することといたしました。題目は、先ほどの一般質問の中で卸売市場の条例うんぬんの中でありましたが、先日、森山議員のときに議事整理権を発動されて質問を止められたのに対し、今回山田議員に対しては制止しなかった、質問を止めなかったということで、一部議員からそれはおかしいのではないかといい声が挙がりました。この取扱いについて、まず議長の議事整理権の問題ですので、議長のほうからその真意をお伺いしたいと思います。

小野泰議長 森山議員の質問に対しては、地方卸売市場の正常化と市の関わり

についてという質問の中で条例に入ってきました、他市の条例をずっと出されて細かいところまで入られたということで、これは委員会で審議するようになりますので、委員会で十分に審議していただきたいということで、そういうことにならないようにという意味で制止させていただきました。山田議員につきましては、最初の部分の青果市場については、条例について中身まで入られずに外の骨格の中でしたので、詳細部に入られなかったので、詳細部に入られればすぐ制止しようという思いがありましたので、そういうちょっと違いでしなかったということです。ただ、一番いけなかったのは、河崎議員の発言に対してすぐ止めなかったことは一番いけなかったかなというふうに思っています。

大井淳一郎委員長　それでは、事務局のほうで参考までに考え方を。

中村議会事務局長　若干補足させていただきます。森山議員については、議長もそのとき言ったのが、委員会中心主義をやっているよと、本市は。ですから委員会中心主義であるので、委員会軽視にならないように気を付けてくださいというそういった制止だったというふうに思っております。山田議員につきましては、やはり大きな話というか条例第何条の、今回の条例の議案の内容には入っていませんでしたので、それは制止する必要はないという考え方は持っております。それから加えて言わせていただきますと、次に中岡議員がまた同じく市場の話をされます。当初、通告書には条例の話が入っておったんですが、中岡議員は産業建設常任委員でございます。ですから当然委員会で十分審査ができるわけですから、一般質問の場で中岡議員が産業建設常任委員の立場で条例の内容について言われるのはいかがなものでしょうかということで、事前にちょっと通告書の内容を調整させていただいたという経緯がございます。ですから、事務局としての考え方は、その委員会、その議案そのものに入ってくるような内容は、やはり一般質問にはなじまないのではないかと考えております。あと、旧小野田市の時代は、担当委員会のことは一般質問をしないというような時代もありました。ただ、それはどうかなと個人

的には思っております。やっぱり自由かつ達な議論をしていただきたいんですが、委員会付託されたものについては、委員会軽視にならないように御配慮をいただきたいというふうに思います。それからもう一点、今回、山田議員の中で議長が一つ注意したのが、市場、要は会社ですよ。小野田中央青果の運営面に関して質問が何点かあったと思います。基本的には、一般質問というのは市の一般事務について議長の許可を得て質問することができるということになっていますので、質問内容が市の事務がどうかというところで議長が判断されるようになると思いますが、議長の許可を受けてというのがありますので、通告書の内容は議長も目を通してこれでいいよというところで許可しておりますので、再質問の中でどこまで入っていくかというのが分かりませんが、どこまでやるのかというところは、今から市場の関係についてはいろいろ議論があるところだと思いますので、どこまで議会として一般質問の場なり委員会の場で議論ができるのか、もう一度事務局のほうでも整理いたしますし、ちょっと議運なり議会なりのほうでも整理していただきたいというふうに思っております。以上、よろしく願いいたします。

大井淳一郎委員長　ただいま、議長並びに事務局から説明なり報告をしていただきましたが、皆さんのほうで確認したいこととか聞いておきたいこととかありますか。

河崎平男委員　今回の一般質問の中で、やっぱり卸売市場の条例改正案についてのこの一般質問、については改正案は委員会付託されております。そういった中で関連質問については、やはり一般質問といえども余りよろしくないじゃないかというふうには考えます。

河野朋子委員　今のことですけれど、これまでの一般質問と委員会審査の関係というのをずっと省みてみますと、ここ最近では委員会があって後で一般質問という日程でやっていましたけれど、以前は一般質問があって委員会というのもあり、何でそういうふうな順番が良いかというのを私も何

回も主張してきたんですけれど、一般質問である程度問題提起というか委員会以外の方がこの部分はどうなのかというようなことを、問題を投げ掛けると、委員会の審査が深まったり幅が広がったりするということもあるので、是非一般質問を先にしてほしいとずっと言ってきたんですけれど、それは事務局側のいろんなこともあったりしてできてはいないんですけれど。本来そもそも一般質問というのはそうあるべきだと思うので、それを考えたときに本当にどこまで踏み込むかというのはすごく難しいし、全くその件に関して触れてはいけないということになると、余りにも委員会に閉鎖的になってしまうし、委員会を軽視とかいうことじゃなくて議論の深みを増したり広がりを持たせたりするためにも、私は一般質問の中で取り上げることを、ここで制限してしまうことに対しては疑問があるということ。また、これまでも様々な議案が出されるときに、同じ議会のときに一般質問を先にしてその後に委員会ということは数々あったので、この市場に限ってそれをなんか余りにも制限することについては、すごく、むしろ危機感があります。質問の仕方とか取り上げ方をちょっと配慮してほしいということについては十分理解ができるんですけれど、そもそもそのことを取り上げてはいけないということにしてしまうと、何のために本当に議会全体で考えて最後に採決するのであれば、委員会だと全部閉鎖的にしてしまうことに対しては、すごく異議があるので、その辺りちょっと投げ掛けますけれど、皆さんどうでしょうか。

高松秀樹委員　今回見ておって問題点は恐らく三つでしょう。一つは議長のいわゆる采配の問題。これは河崎議員が言われたように公平性が担保されていないじゃないかという問題。それと、今条例について後日委員会であることを一般質問で取り上げるのはいかがなものかということ。もう一つは、中央青果株式会社に対しての質問はいかがなものかと三つあって、恐らく時間はあと5分くらいしかないんですけれど、河崎議員が言うた部分から行きましょうか。河野委員も言われましたけれど、私たちの一般質問は市の事務全般にわたって一般質問ができます。つまり、条

例であろうと何であろうと委員会審査であろうと、これ、できるんですよ。ただ、やっぱり議員というのは言われるように、ある程度配慮して一般質問を繰り広げていくと。中岡議員の一般質問を今事務局のほうで事前にという話だったんですけど、悪く言えばこれは検閲なんですけれど、検閲じゃなく恐らく協議をされて中岡議員がそうですかという、いわゆる配慮をされたというふうに理解しておりますので、僕は一般質問の席で、例えば次に委員会でやる条例案があってそれを一般質問するのは全く関係ない話だと。これは議員側が考える話だというふうに理解しています。議長の公平性の担保の問題も、これは河崎議員がおっしゃるとおりで同じような取扱いが必要だったということ。もう一つ、中央青果の件は、表面的に見ると市の事務じゃないという見方もありますが、卸売の市場条例の第62条と地方自治法施行令第152条、これは市長に調査権を持たせていると。ということは、我々は市長に対して質問できるということで、権限外ではないというふうな理解をしておりますが、それはやっぱり議会の中でしっかり議論してどこまでできるのかというのは、条例を基に、していく必要があるというふうに思います。

河野朋子委員 議長の采配というのものもあるんですけど、議員としてもやはり、こう不規則発言を、やっぱり河崎議員のあれだけの長い時間の不規則発言というのは、私は、今まで経験が長い河崎議員ですから、その辺りもある程度分かっていると思います。あれだけ長い時間議会の中でああいう状態を続けたということに対しては、議長はもちろんですけれど、発言する議員側もやっぱりいま一度考えを改めていただきたいということを言いたいと思います。よろしくお願いします。

高松秀樹委員 その部分はちょっと異論があって、河崎議員のは不規則発言だったんです。いわゆるやじなんです。ヤジですけど、ある部分、本会議運営を活性化させた部分があったというふうに思っておって、好ましくないというふうには思いますが、なるほどというようなことも見受けられて、良かったとは言いませんけれど、まあ悪くはなかったというふ

うに思います。

大井淳一郎委員長 不規則発言が時にして議事運営にちょっと誤り等、方向を促すものもあるので、これは良い悪いというのは一概に言えないんですけど、その辺は議員同士で気を付けていただきたいということがあります。それから確認ですけど、河崎議員、特に委員会付託された議案について一般質問しちゃいけないという意味ではない、ただ細かくなっただけいけないということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）ですので、委員会付託された議案について一般質問はすることができるけれども、議員はそれぞれ配慮しながら委員会を軽視することがないようにしていただきたいという意味で、議会運営委員会の中では統一していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）その旨、会派の皆さんに伝えてください。無所属議員には私から伝えたいと思います。

笹木慶之副委員長 今の一番の問題は配慮の問題なんですよ。だから、やっぱりそれぞれの立場でその案件についての立ち位置があるので、配慮しながらやっぱり質問するということが大事だと思います。これ、議長にひとつお願いですが、関連事案があるようなところについては、こうこういうことがあるので御配慮いただけませんかというようなアドバイスは、あって結構だと思うんです。やっぱり、それは状況に応じてのいわゆる制止するということが以前の問題としてのやり取りは少しあってもしかりじゃないかなというふうに思います。あくまで意見として申し上げておきます。

奥良秀委員 私のほうも、今回こういうふうになんかいろいろあったことは、やはり議長の采配が一番だったのかなと。だから、あの場ですぐ、何かしらの工作を取っておれば、ここまでならなかったと思いますので、私も1回止められたことがありますので、その辺はよく、議案と一般質問の通告者がどういうふうなものかをよく見ていただいて、

また一般質問をしている間の中でも、議場が、こう雰囲気を見てやっぱり議事整理権をきちんと使っていただきたいなど。これは要望としてお願いします。

大井淳一郎委員長 そのほか、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、以上をもちまして、議会運営委員会を閉じます。お疲れ様でした。

午後0時55分 散会

平成31年（2019年）3月4日

議会運営委員長 大井 淳一郎